

(仮称)新潟市文書館整備基本・実施設計業務委託に係る
特別簡易公募型プロポーザル実施要領に係る質問回答書

委託番号 委建一第18号

委託名 (仮称)新潟市文書館整備基本・実施設計業務委託

質問及び回答

No.	質 問	回 答
1	太田小学校体育館の現在の利用状況についてご教示いただきたく、よろしくお願いいたします。	利用はありません。
2	「資料5-5(2)③構造・規模」に「RC造3階建て 延床面積3,128㎡」とあります。「資料8」より設計対象建物は屋内体育館も含まれていると考えてよろしいでしょうか。	設計対象建物に屋内体育館を含み、屋内体育館はS, RC造です。
3	既存校舎の建設時期、改修履歴等ご提示願います。また、構造図があればご提示願います。	主要な改修履歴は別添1のとおりです。図面は、別添2、「太田小学校新築時図面」、別添3「太田小学校校舎耐震補強工事竣工図」、別添4「太田小学校屋内体育館耐震補強工事発注図」を参考に提示します。
4	計画敷地南側の旧屋外運動場について今後の利用計画があればご教示ください。	文書館での利用の計画はありません。
5	設計対象建物は構造計算書の残っている建物でしょうか。	設計対象建物は質問ナンバー3のとおり、耐震補強工事を実施しており、これに先立って実施した、耐震診断報告書、耐震設計(補強)報告書が存在します。報告書は閲覧可能(注1)とします。

6	設計対象建物の機械設備・電気設備のわかる資料がありましたらご提示ください。	別添2, 別添3, 別添4を参考に提示します。
7	「資料9-参考資料 文書館の施設・設備(案)」最下部に「*そのほかに中間書庫的な意味を持っている味方・小須戸・岩室公文書分類センター分1200㎡余が付属する。」とありますが「付属する」とはどのような意味でしょうか。今回の提案計画に含まれていると考えてよろしいでしょうか。	「付属する」とは、文書館の機能として付属するという意味であり、現存する施設です。今回の提案の計画に含みません。
8	予算内に収まるのであれば増築の提案もありうると考えてよろしいでしょうか。	提案可能です。
9	新潟市プロポーザルにおいて加点対象となっている「新潟市健康経営認定通知書」の写し等の提出は必要でしょうか。	実施要領資料3のとおり評価します。
10	旧太田小学校(既存建物)の竣工年と主要な改修履歴を教えてください。	別添1のとおりです。
11	旧太田小学校(既存建物)の建築確認済証, 検査済証の写し等はあると考えてよろしいでしょうか。	建築確認等台帳に確認, 検査に係る記載があります。
12	「整備基本計画」の11ページの参考資料文書館の施設・設備(案)表の下部, 公文書分類センター分1200㎡余は, 本施設内に整備するのでしょうか。	質問ナンバー7の回答のとおりです。
13	文書館に用途変更をした際に避難所等の利用は想定していないと考えてよろしいですか。	文書館転用後, 避難所等の利用も想定されます。
14	集会場, 博物館, 喫茶室用途の各室の管理者はすべて同一と考えてよろしいでしょうか。	プロポーザルにおける提案では設計対象建物の管理者はすべて同一と考えてください。
15	資料5 新潟市建築設計業務委託特記仕様書 II 委託業務仕様 3 貸与資料等の構造計算書に○印がありませんが構造計算書はないと考えてよろしいですか。	質問ナンバー5の回答のとおりです。

16	資料5 新潟市建築設計業務委託特記仕様書 II 委託業務仕様 3 貸与資料等の地質調査報告書に○印がありますがプロポーザル時に柱状図等の資料をご提示いただけないでしょうか。	別添5のとおり太田小学校新築敷地地盤調査のボーリングデータを提示します。
17	「整備基本計画」の【参考資料】下段に「通路・トイレなどを除き2000㎡+αを想定した。」とあり、その下段に「味方・小須戸・岩室公文書分類センター分1200㎡余が付属する」とありますが、現校舎で廊下・トイレ階段等を除いて1440㎡程度、体育館アリーナ+ステージで550㎡程度と考えられます。このため、【参考資料】の各室に必要な面積がありませんが、設計段階で必要な部屋とその大きさについて、内容の精査を行い要望諸室について再協議されると考えて良いでしょうか。	「整備基本計画」の【参考資料】は、文書館の新築を想定しており、【参考資料】記載の面積は、プロポーザルの提案では無視してください。また、各室に必要な面積は基本設計の段階で、必要な部屋とその大きさについて、内容の精査を行い要望諸室について再協議を行います。
18	建築基準法上の主要用途は、建築基準法取扱書物（用途別建築法規エンサイクロペディア）で、「文書館」は図書館の中の「その他の図書館」として記載があり、本業務も主要用途を「図書館」として考えて良いでしょうか。	建築基準法上の主要用途は、基本設計の段階で、特定行政庁との打ち合わせの中で、確定していくものと考えています。プロポーザルの提案において必要であれば、「提案にあたり主要用途を「図書館」として想定した」などと記載してください。
19	「恒温・恒湿」の必要な部屋がありますが、「一般閲覧室・収蔵庫・写真収蔵庫・特別収蔵庫」と考えて良いでしょうか。	「整備基本計画」の【参考資料】では「収蔵庫、写真収蔵庫、特別収蔵庫」に温度、湿度に関する設備の記載があります。
20	特記仕様書のなかで、成果図書一覧に図面についての成果が「A3」とありますが、施設規模からCAD上A3サイズでは困難と考えられ、CAD上でA1サイズの描画とし成果品の図面がA3サイズと考えて良いでしょうか。	CAD上ではA2サイズでの作図を想定しています。契約後、必要に応じてA1サイズでの作図も可としますが、契約変更は行いません。

21	<p>図面として配置図・1～3階平面図までの平面図の提供を受けていますが、追加として仕上げ表・PH階平面図・立面図がありましたら提供いただけますか。また、昇降機設置の検討資料として断面図・矩計図・地盤資料もありましたら提供いただけますか。</p>	<p>別添2，別添3，別添4，別添5のとおりです。</p>
----	---	-------------------------------

(注1) 令和元年5月31日から6月5日の間、個別公告記載の担当課で閲覧（複写は不可）ができます。閲覧を希望する場合は個別公告記載の連絡先まで電話で希望日時の前日までに閲覧の申し込みを行ってください。参加者一者あたり1時間までとし、閲覧者は重複しないよう申し込み順で調整します。申し込み時間は土曜、日曜、を除く午前8時30分から午後5時15分です。